

世田谷区建築物安全安心推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、世田谷区建築物安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、区内の建築物に関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)が協働して、世田谷区建築安全マネジメント計画（以下「マネジメント計画」という。）を策定し、各種の施策を総合的に実施することにより、建築物の安全性を的確に把握するとともに、建築物の質の向上を図り、もって安全・安心で快適なすまい・まちづくりを推進することを目的とする。

(活 動)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) マネジメント計画の策定及び見直しの策定に関すること。
- (2) マネジメント計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) 建築物に係る情報交換に関すること。
- (4) その他協議会の目的の達成に関すること。

(構 成)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会は、その目的の達成に必要があると認めるときは、他の者を会員に加えることができる。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き、会員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を主宰する。

(副会長)

第6条 協議会に副会長2名を置き、会員の互選により選任する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(総会の開催)

第7条 協議会の総会は、原則として年1回開催するものとし、必要に応じて臨時の総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第8条 総会に付議する事案の調整又は特定事項の協議等を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、世田谷区都市整備部建築審査課に置く。

(委 任)

第10条 部会の運営その他、関係機関等の連携に必要な事項は、施行規則に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成20年10月28日から実施する。

この規約は、平成24年2月2日から実施する。

別表]

	団 体 名	役 職
建 築 関 係 団 体	(一般社)東京都建築士事務所協会 世田谷支部	支部長
	(社)日本建築家協会 関東甲信越支部 世田谷地域会	事務局長
	(社)東京都宅地建物取引業協会 世田谷区支部	支部長
	(社)全日本不動産協会 東京都本部 世田谷支部	支部長
	世田谷区建設団体防災協議会	会長 (※2)
指 定 確 認 検 査 機 関	日本 ERI 株)	確認検査部長
	株)東日本住宅評価センター 東京支店	支店長
	ビューローバリタスジャパン 株) 建築認証事業部 新宿事務所	建築確認審査部 ディレクター
	株)住宅性能評価センター	検査部 取締役
	株)ビルディングナビゲーション確認評価機構	取締役
金 融 機 関	独)住宅金融支援機構 首都圏支店	審査部住宅審査室検査業務グループ長
消 費 者 団 体	消費者団体連絡会	代表 新日本婦人の会 世田谷支部長)
関 連 企 業	東京ガス 株) 首都圏西設備技術部西部設備センター	所長
	東京電力 株) 渋谷支社	次長
都 関 係 部 局	都市整備局 市街地建築部	建築企画課長
	水道局 南部支所	給水第二課長
	下水道局 南部下水道事務所	業務課長
警 視 庁	世田谷警察署	生活安全課長
	北沢警察署	生活安全課長
	玉川警察署	生活安全課長
	成城警察署	生活安全課長
東 京 消 防 庁	世田谷消防署	予防課長 (※2)
	玉川消防署	予防課長
	成城消防署	予防課長
世 田 谷 区	危機管理室	危機管理担当課長
	生活文化部	消費生活課長
	世田谷保健所	生活保健課長
	都市整備部	都市整備部長 (※1)
	都市整備部	地域整備課長
	都市整備部	建築調整課長
	都市整備部	建築審査課長
	都市整備部	住宅課長
	道路整備部	道路管理課長
	土木事業担当部	土木計画課長
	総合支所 代表)	街づくり課長 代表)

注：(※1) は会長、(※2) は副会長